

美幌町地域材利用推進方針

美幌町地域材利用推進方針（以下「推進方針」という。）は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第12条第1項の規定に基づき、北海道地域材利用推進方針に即して策定するものであり、美幌町内又は北海道内の森林から産出され、町内で生産又は製品化された木材（以下「地域材」という。）の利用の促進に関する方針を定めるものである。

第1 建築物等における地域材の利用の促進の意義

美幌町は、北海道北東部オホーツク圏のほぼ中央部に位置し、網走川・美幌川を含む内陸部にある豊かな自然環境に恵まれた田園都市である。

美幌町の総面積は43,836haで、そのうちの約62%を森林が占めており、カラマツを主体とした人工林が町内全域に広がっており、この豊かな森林資源をもとにして森林認証を取得するとともに、CO₂削減を総合的に展開する「低炭素な町づくり」を進めている。

しかし、近年の不安定な社会情勢により、美幌町だけでなく全国的に林業及び林産業等は、木材価格の低迷など様々なことが要因となり事業活動が停滞していき、森林の多面的機能を有効活用することや、地域材の安定供給に非常に大きな支障を来している状況となっている。

このような現状において、地域材の需要を拡大していくことは、森林から生産される木材等の収益が森林の整備や保全に再びむけられ、森林資源の循環利用につながることもともに、林業・林産業の再生や山村地域の活性化、雇用の創出を図るうえでも大きな役割を担うものである。

また、森林は大気中の二酸化炭素を吸収し、木材として利用した場合は長期間にわたって炭素を貯蔵できることや、木材の製造時のエネルギー消費が少ないこと、木材は再生産可能な資源であり、エネルギー源として燃やしても大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えない、「カーボンニュートラル」の特性を有することから、地域材の利用を拡大し、森林の適正な整備を促進することは、SDGsの達成や脱炭素社会の実現にも貢献するものである。

加えて、木材は、断熱性、調湿性等に優れ、衝撃を緩和する効果が高い等の性質を有するほか、木の香りでリラックスさせたり、集中力を高めるなど心理面・身体面・学習面等での効果も期待されることから、地域材を学校や医療機関など幅広い建築物に利用することは快適な生活空間の形成に貢献するものであり、このような地域材の良さを実感する機会を町民に幅広く提供し、地域材の利用の意義等について町民の理解を効果的に促進していくことが重要である。

こうした中、木造建築物については、平成22年に公共建築物における木材の利用の促進に関する法律が制定され、公共建築物における木造化（注1）や内装等の木

質化（注2）が進められてきたが、依然として低層の戸建て住宅が中心であり、技術やコスト面の課題から中高層や低層非住宅については大部分が非木造となっている。

近年は、強度等に優れた建築用木材であるCLT（直交集成板）、コアドライや木質耐火部材等に関する技術開発や実用化、木造建築構法や防耐火性能等の技術革新が図られるとともに、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築基準の合理化等により、中高層建築物の木造化やあらかわしでの木材の利用が進みつつある。

さらに、令和3年の法改正において、炭素の貯蔵を通じた脱炭素社会の実現や地域の経済の活性化に向け、住宅、非住宅建築物など公共建築物以外の建築物（以下、民間建築物という。）も木造化・木質化などを一層進めることとされており、建築物をはじめ工作物、各種製品の原材料及びエネルギー源など、多様な分野での地域材の利用を拡大することが必要である。

第2 建築物等における地域材の利用の促進の基本的方向

町は、第1の建築物における木材の利用の促進の意義及び法第3条に規定する基本理念を踏まえ、町、事業者、町民は、以下のとおり建築物における木材の利用の促進に取り組むものとする。

1 地域材の利用の促進に向けた各主体の取組

(1) 町による取組

町は、自ら率先してその整備・施工する建築物等における地域材の利用の促進に取り組むものとする。

(2) 事業者による取組

建築物を整備する事業者、林業従事者、木材製造業者その他の関係者は、本推進方針を踏まえ、法第6条の規定に基づき、その事業活動に関して、木材利用の促進に自ら努めるとともに、町が実施する地域材の利用の促進に関する施策に協力しつつ、建築物における地域材の利用の促進に協力するよう努めるものとする。

また、林業従事者、木材製造業者、建築物における木材の利用の促進に取り組む設計者等にあっては、建築物を整備する者のニーズを的確に把握するとともに、これらのニーズに対応した品質の確かな木材の供給及びその品質、価格等に関する正確な情報の提供、木材の具体的な利用方法の提案等に努めるものとする。

(3) 町民による取組

町民は、法第7条の規定を踏まえ、地域材の利用の促進に自ら努めるとともに、町が実施する地域材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 関係者相互の連携及び協力

町、建築物を整備する事業者等、林業従事者、木材製造業者その他の関係者（以下「木材利用関係者」という。）は1の各主体の取組の実施に当たり、本推進方針に基づき、法第8条を踏まえ、適切な役割分担の下、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

3 地域材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立

建築物等における地域材の利用の促進に当たっては、地域材の安定的な供給と森林の有する多面的機能の発揮とが調和した森林資源の持続的かつ循環的な利用を促進することが重要であることから、林業従事者、木材製造業者その他の関係者は、町が講ずる関連施策に協力しつつ、森林計画制度等に従った伐採及び伐採後の再造林等の適切な森林施業の確保並びに合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号。以下「クリーンウッド法」という。）第2条第2項に規定する合法伐採木材等の円滑な供給の確保を図るものとする。

また、建築物等を整備・施工する者は、その整備・施工する建築物等において地域材を利用するに当たっては、町民の安全と安心を確保する観点やクリーンウッド法の趣旨を踏まえ、森林認証をはじめ合法性や産地が証明された地域材で、品質を判断する根拠となる乾燥の度合いや強度が明示されているJAS製品の積極的な使用に努めるものとする。

4 町民の理解の醸成

町は、建築物等における地域材の利用の促進の意義等について町民に分かりやすく示すよう努めるものとする。

第3 建築物等における地域材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 木造建築物の設計及び施工に係る先進的な技術の普及の促進等

町は、法第13条の規定に基づき、非住宅の建築物や中高層建築物を含めた建築物全体における地域材の利用の促進に必要な技術の普及や人材の育成を図るため、CLTや木質耐火部材等の普及や木造建築物の設計及び施工に関する先進的な技術の普及に努めるとともに、関係団体等と連携して、中大規模木造建築物の設計及び施工に関する情報提供、それらの知識及び技術を有する人材を育成する研修等の施策の実施に努めるものとする。また、建築に当たって、建築材料として木材が選択されるよう、建築用木材及び木造建築物の安全性に関する情報の提供に努めるものとする。

さらには、ライフサイクル・アセスメント（LCA）等を活用し、地域材の利用の促進が森林の適正な整備や地球温暖化の防止に及ぼす効果を定量的・客観的に示す手法の開発・普及やESG投資等において評価される建築物の木材利用の評価指標や評価のあり方の検討、建築物における木材の利用が環境面や経済面、その利用者の心理面、身体面及び生産効率等に及ぼす効果に関する調査研究とその成果の発信等に努めるものとする。

2 住宅における地域材の利用の促進

町は、法第14条の規定に基づき、建築関係者や木材製造業者と連携し、地域材による住宅建築への支援、住宅等を建築する担い手の育成、住宅部材の開発等の施策の推進に努め、住宅における地域材の利用を促進するものとする。

第4 地域材の利用を促進すべき公共建築物

法に基づき地域材の利用を促進すべき公共建築物は、法第2条第2項各号及び法施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に掲げる建築物であり、具体例には、以下のような建築物が含まれる。

1 町が整備する公共の用または公用に供する建築物

これらの建築物には、広く町民一般の利用に供される学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所等）、病院・診療所、運動施設（体育館、水泳場等）、社会教育施設（図書館、公民館等）、公営住宅等の建築物のほか、町の事務・事業又は職員の住居のように供される庁舎、公務員宿舍等が含まれる。

2 町以外の者が整備する1に準ずる建築物

これらの建築物には、町以外の者が整備する建築物であって、当該建築物を活用して実施される事業が、広く町民に利用され、町民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所、福祉ホーム等）、病院・診療所、運動施設（体育館、水泳場等）、社会教育施設（図書館、青年の家等）、公共交通機関の旅客施設及び高速道路の休憩所（併設される商業施設を除く）の建築物が含まれる。

第5 公共建築物における地域材の利用の促進の具体的方向

公共建築物における地域材の利用に当たっては、建築材料としての地域材の利用はもとより、建築材料以外の各種製品の原材料及びエネルギー源としての利用も併せ、以下により促進するものとする。

1 建築材料としての地域材の利用の促進

平成22年の法施行以降、一部を除く低層の公共建築物を対象として積極的に木造化を促進してきたところであるが、今般、脱炭素社会の実現等に向けて一層の木材利用を促すため、公共建築物の整備においては、進展の見られる木材の耐火性能等に関する技術の普及や木造化に係るコスト面の課題解決状況等を踏まえ、計画時点において、コストや技術の面で木造化が困難であるものを除き、第4の地域材の利用を促進すべき公共建築物において、積極的に木造化を促進するものとする。

ただし、災害応急対策活動に必要な施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものについては木造化を促進する対象としないものとする。

なお、木造と非木造の混構造とすることが、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から有利な場合もあることから、その採用も検討するとともに、木造以外の構造とする場合でも、内装木質化を積極

的に促進するものとする。

また、公共建築物における地域材の需要の拡大のため、CLTや木質耐火部材等の新たな木質部材の活用に努めるものとする。

2 建築材料以外の木製品等の利用の促進

公共建築物において使用される机、椅子、書棚等の備品及び紙類、文具類等の消耗品（以下「家具等」という。）については、地域材をその原材料として使用したもの（以下「地域材製品」という。）の利用に努めるものとする。

3 森林バイオマスの利用の促進

林地残材などの森林バイオマスのエネルギー利用を促進するとともに、森林バイオマスを燃料とするボイラーの導入について、森林バイオマスの安定的な供給の確保や公共建築物の適切な維持管理の必要性を考慮しつつ、その促進を図るものとする。

第6 町が整備する公共建築物における地域材の利用の推進

町が整備する公共建築物の木造化・木質化等を進めるに当たっては、以下によるものとし、森林認証をはじめ合法性や産地が証明された地域材の利用を推進するものとする。

1 木造化の推進

町が整備する公共建築物のうち、第5の1の積極的に地域材の利用を促進する公共建築物の範囲に該当する公共建築物については、コストや技術の面で困難であるものを除き、可能な限り木造化を図るものとする。

2 木質化の推進

町が整備する公共建築物については、中高層・低層にかかわらず、内装の木質化が適切と判断される部分の木質化を図るものとする。

3 木質家具等の導入の推進

町が整備する公共建築物において使用する家具等については、積極的に地域材製品の利用を推進するものとする。

4 森林バイオマスの利用の推進

町が整備する公共建築物においてボイラーを設置する場合は、森林バイオマスを燃料とするボイラーの導入を推進するものとする。

第7 建築物以外での地域材の利用の促進

町は、工作物等での地域材の率先的な利用により、その取組状況や効果等について積極的に情報発信を行い、工作物等での地域材の利用を以下により促進するものとする。

1 農畜産分野での地域材の利用の促進

農業は、民間事業者や個人が整備する施設等も多いことから、町は、鳥獣被害防止柵など建築物以外の農業用施設において、低コスト化や地域材利用の優位性の発信などにより、関係者の理解の醸成を図り、地域材の利用を促進するものとする。

第8 建築物等の整備・施工の用に供する地域材の適切な供給の確保に関する基本的事項

1 地域材の安定的な供給の確保

建築物等に利用する地域材の利用の促進に当たっては、地域材の安定的な供給と森林の有する多面的機能の発揮とが調和した森林資源の持続的かつ循環的な利用を促進することが重要であることから、森林所有者や素材生産業者、木材製造業者その他の地域材の供給に携わる者が連携して、森林計画等に従った伐採及び伐採後の再造林等の確保、林内路網の整備、林業機械の導入、施業の集約化等による林業の生産性の向上、森林認証をはじめ合法性や産地が証明された地域材の安定的な製造・供給体制の整備等に取り組むものとする。

2 建築物等の整備・施工の用に供する地域材の生産に関する技術の開発等

町は、建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保を図るため、法第16条の規定に基づき、強度又は耐火性に優れた建築用木材として農林水産省令で定めるもの（CLT等）について、製造に係る技術及び製造に要する費用の低コスト化に資する技術の開発及び普及を促進する。

木材製造業者等は、強度や耐火性・耐久性に優れる等の品質・性能の高い木質部材や土木用資材の生産及び供給や地域材を利用した建築工法等に関する研究及び技術の開発に積極的に取り組むものとする。

第9 その他必要事項

1 公共建築物等の整備・施工においてコスト面で考慮すべき事項

公共建築物等の整備において地域材を利用するに当たっては、設計上の工夫や効率的な調達等によって、建設コスト及び維持管理コストの低減に努めるものとする。

また、公共建築物等の整備に当たっては、公共建築物等を整備する者に地域材の利用を確認するための書類の提出を求めるとともに、地域材の利用に関する利用者のニーズや付加価値等を十分考慮したうえで、建設コスト及び維持管理コストを総合的に判断し、地域材の利用に努めるものとする。

2 地域材の利用拡大に向けた推進体制等

(1) 地域材の利用の推進体制

町は、地域材の利用の促進を効果的に図っていくため、関係部局等で組織する連絡会議を設置するなど、体制の整備に努めるものとする。

(2) 地域材の利用状況に関する調査・分析

町は、町内の地域材の利用状況を調査するとともに、地域材の利用の促進に向けた課題を分析し、地域材の利用の効果的な促進に努めるものとする。

(3) 地域材の利用促進に向けた普及・PR等

町は、優良な木造建築事例や土木工事事例のほか、新たな技術や木製品の幅広い普及PRに努めるとともに、関係部局や市町村の設計担当者及び設計・施工者との情報交換を行うなど、地域材の利用の効果的な促進に努めるものとする。

注1) 木造化

建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組み等の全部又は一部に木材を使用すること。

注2) 内装等の木質化

建築物の新築、増築、改築又は模様替えに当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を使用すること。

附 則

この方針は、平成24年3月22日から適用する。

この方針は、令和6年4月1日から適用する。